



5 建指第 9 号
令和 5 年 4 月 4 日

公益社団法人 長野県建築士会ながの支部 あて

長野市長 萩原 健司
(建設部建築指導課・建築防災担当)



市の補助制度等を活用した住宅・建築物の耐震化の支援について (依頼)

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、市の建築指導行政につきまして格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、市では、今後予想される地震に対して建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体と財産を守ることを目的として長野市耐震改修促進計画を定め、耐震化の促進を図ってきているところです。

今年度も、建築物の耐震化をより一層促進させるため、過年度の耐震診断受診者に対して再度フォローアップを行うなど、耐震化の必要性を改めて啓発していくとともに、代理受領制度を設け、耐震改修工事に対する補助金を市から直接施工業者に支払うことで、所有者が改修費用を用意する際に係る金銭的負担を軽減するなど、耐震改修を行いやすくする取り組みや安価な耐震改修工法の周知に一層取り組んでまいります。

つきましては貴支部並びに貴支部会員の皆様には、市の補助制度等を積極的に活用した住宅・建築物の耐震化、資産として次の世代に継承される安全で質の高い住宅・建築物づくりに、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、市の補助制度等の概要を添付いたしますので、貴支部会員の皆様へご周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

担当：建設部 建築指導課 建築防災担当
(課長補佐) 渡辺 芳宏 (係長) 水野 洋海
(技師) 尾町 光穂
電話：026-224-6753

■補助制度等の概要■

建物の区分	耐震診断補助	耐震改修工事補助	
		通常補助	上乗せ (前年所得金額が200万円以下の方が対象)
木造一戸建て住宅	<p>耐震診断士派遣(無料)</p> <p>▼対象／以下の3項目全てに該当する住宅</p> <p>○昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅</p> <p>○在来軸組構法の木造住宅(平屋または2階建て)</p> <p>○長屋及び共同住宅以外の個人が所有する住宅</p>	<p>改修工事費の5分の4以内 (1戸100万円まで) (賃貸住宅を除く)</p>	<p>改修工事費の10分の1以内 (1戸20万円まで)</p>
非木造一戸建て住宅	<p>耐震診断費の3分の2以内(1戸89,000円まで)</p> <p>▼対象／木造在来軸組構法(平屋または2階建て)以外の住宅で、個人所有の一戸建て住宅</p>	<p>改修工事費の2分の1以内 (1戸100万円まで) (賃貸住宅を除く)</p>	
分譲マンション・賃貸共同建て住宅	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟120万円まで)</p> <p>▼対象／区分所有者が存する分譲マンションや、民間事業者などが所有する賃貸住宅</p>		
特定既存耐震不適格建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟120万円まで)</p> <p>▼対象／幼稚園、学校、病院、福祉施設、ホテル、物品販売店舗、事務所、工場などで一定規模以上のもの</p>		
緊急輸送道路等沿道建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟200万円まで)</p> <p>▼対象／地震災害時、建物の倒壊により緊急輸送道路をふさぐ恐れのある、一定以上の高さの建築物</p>		

※無料耐震診断・補助の対象にならない住宅もありますので対象になるか判断できない場合は事前に建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。

※耐震改修工事の補助対象や条件等、詳細については建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。

※予算の範囲内での補助になりますため、年度途中で申し込み受理を終了する場合があります。

令和5年より **中間検査**を**全件**実施します！

中間検査 全件実施

完了検査は希望者のみ

※工事完了後、実績報告書の提出は引き続き必要です。

下記のいずれかの時期に実施します。
現場の状況に応じて、適宜選択可能です。

- ①一種類の工法で耐震補強を行う場合
→ 1か所以上の補強が終わった時点
- ②複数の工法で耐震補強を行う場合
→ 1～2か所程度の補強が終わった時点
- ③真壁仕様やアルミアングル受材を用いる場合
→ 受材を設置した時点

現状

【必須】完了検査

(中間検査は任意)

- × 隠蔽部分の写真が求められたが、もう仕上げまで終わってしまった…。
- × 引渡しが終わっているのに、指摘により追加工事や修正が発生した…。

工事中に指摘があれば、もっとスムーズに対応できるのに…！！

令和5年4月～

【必須】中間検査

(完了検査は任意)

- 写真の取りにくい隠蔽部分は工事中に検査します。
- ビスピッチや受材寸法など、工事中の検査で手戻りを減らせます。

中間検査を行うことで手戻りが少なく、
設計変更にも対応しやすくなります！

さらに

住宅耐震改修工事の **設計相談** 受け付けます！

相談方法

メール受付

補強設計の事前相談を随時受け付けます。

「改修設計図」と「計算書」をメールで送るだけ！

見積書など、他の書類についてもご希望に応じて受け付けます。

以前まで

4月から補助金申請書の受付

(申請書、改修設計図、計算書、見積書)

- × 見積もりや施主打合せが終わっているのに、補強箇所が増えた…。
- × 補助金を申請したら、対象外と言われた！
(スキップフロア、混構造、増築による一体性などで)
- × 今、忙しい！時間がある時に技術的な相談だけでもしておきたい。

令和5年2月～

随時、設計書類の相談受付

(改修設計図、計算書、見積書)

- 見積や打合せ前に、補強方法など技術的なチェックが受けられます。
- 対象となる建物か事前に判断しますので、手戻りがなくなります。
- 図面と計算書だけで事前相談をお受けします。余裕をもって補助金申請！



耐震改修の補助金申請受付は従来通り、4月以降となります。
また、補助金申請の受付を約束するものではありません。

長野市役所 建築指導課 建築防災担当

Tel : 224-6753 Fax : 224-5124

Email : shidou@city.nagano.lg.jp

無料耐震診断・耐震改修補助金の対象外になる形状

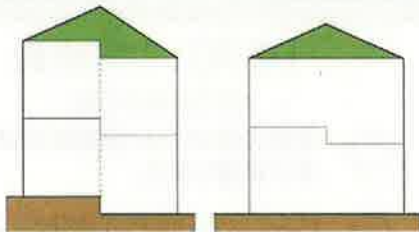
ご注意ください！

下記のような形状の住宅は
無料耐震診断や耐震改修補助金の
対象外です！

耐震診断のうち、一般診断法は総二階の木造住宅を想定しているため、特殊な形状の住宅は、診断結果が実態に則さない場合があります。

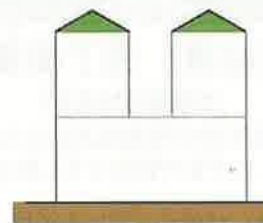
※市で実施する、無料耐震診断・耐震改修補助金の対象外になりますが、非木造住宅に該当する場合は別途、診断等の補助制度があります。

× スキップフロア



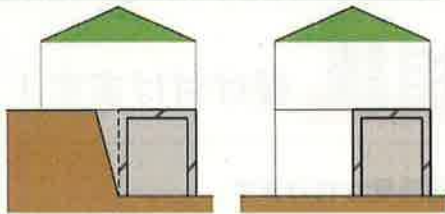
床を介して伝わる揺れがスキップ部分で分断されるため、正しく計算されない。

× 独立した複数の2階



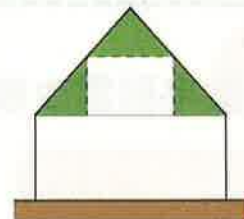
総2階を想定しているため、独立した2階が複数あると、正しく計算されない。

× 混構造



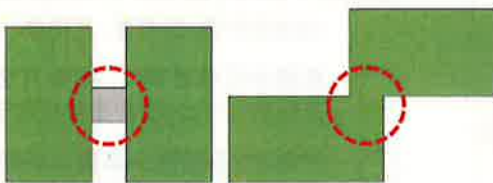
一部に鉄筋コンクリート造や鉄骨造が含まれる場合、木造と揺れ方が異なるため、正しく計算されない。

× 大屋根



2階の揺れが壁ではなく屋根を介して伝わるため、正しく計算されない。

× 極端に不整形な住宅



3尺～1間程度の、渡り廊下で接続された場合や、部分的にくびれがある場合など、平面上極端に不整形な形状は、揺れが構造的に弱い部分へ集中するため、正しく計算されない。

住宅耐震診断を行う際、判断に迷う場合は長野市建築指導課 建築防災担当までご相談ください。

長野市役所 建築指導課 建築防災担当
Tel : 224-6753 Fax : 224-5124
Email : shidou@city.nagano.lg.jp